令和６年度

養護教諭

（解答はすべて解答用紙に記入すること）

この試験問題は持ち帰ることができます。
なお，本問題で利用した著作物は，著作権法第36条により，試験の目的上必要と認められる限度において複製したものです。
同目的以外の利用はできません。

（長野県教育委員会）

受験番号		氏名	

〔問１〕　児童生徒等の健康診断に関する次の問いに答えなさい。

⑴　次は，児童生徒等の健康診断に関係する法令の一部である。これに即して，次の（　①　）～（　⑤　）に当てはまる適切な語句を書きなさい。

○学校保健安全法（昭和33年４月10日法律第56号）

第2章　学校保健

第3節　健康診断

（児童生徒等の健康診断）

第13条　学校においては，毎学年定期に，児童生徒等（通信による教育を受ける学生を除く。）の健康診断を行わなければならない。

２　学校においては，必要があるときは，臨時に，児童生徒等の健康診断を行うものとする。

第14条　学校においては，前条の健康診断の結果に基づき，疾病の（　①　）を行い，又は治療を（　②　）し，並びに運動及び（　③　）を軽減する等適切な措置をとらなければならない。

○学校保健安全法施行規則（昭和33年６月13日文部省令第18号）

第2章　健康診断

第2節　児童生徒等の健康診断

（検査の項目）

第6条　法第13条第１項の健康診断における検査の項目は，次のとおりとする。

一～九（略）

十　尿

十一（略）

（方法及び技術的基準）

第7条　（略）

２～６（略）

７　前条第１項第10号の尿は，尿中の蛋白（たん），（　④　）等について（　⑤　）により検査する。ただし，幼稚園においては，（　④　）の検査を除くことができる。

８（略）

⑵　次は，「学校検尿のすべて」令和２年度改訂（公益財団法人日本学校保健会）第３章　腎臓と子供の腎臓病の特徴　1. 腎臓の位置とかたち，はたらき に示されている図である。これを踏まえて（　①　）～（　④　）に当てはまる適切な語句を書きなさい。

⑶　次の表は，「児童生徒等の健康診断マニュアル」平成27年度改訂（公益財団法人日本学校保健会）に示されている　第２章　健康診断時に注意すべき疾病及び異常　6 内科関連　2 腎臓関連　をまとめたものである。これを踏まえて（　①　）～（　⑧　）に当てはまる適切な語句を書きなさい。

<table>
<tr><td colspan="2">急性腎炎症候群</td><td>（　①　）や血尿が急に出現する腎炎を指す。症状としてはこの他，尿量の減少，頭痛，食欲不振，体のだるさなどがみられる。（略）</td></tr>
<tr><td colspan="2">（　②　）血尿症候群</td><td>学校検尿で最も多く発見される症候群で，血尿以外に症状のないものを指す。
（略）
経過観察としては３～12カ月に１回，尿検査を受けることが望ましい。</td></tr>
<tr><td colspan="2">（　③　）症候群</td><td>腎臓から大量の蛋白尿が出て，血液中の蛋白が減り，（　①　）が出現する病態を指す。児童生徒等ではステロイドホルモンが効果的な微小変化群が多い。（略）</td></tr>
<tr><td colspan="2">糖尿病</td><td>発症の原因や症状の特徴，体質との関係，発症しやすい年齢などから，二つのタイプに大別される。</td></tr>
<tr><td></td><td>（　④　）糖尿病</td><td>（　⑤　）の（　⑥　）を産生しているβ細胞がウイルス感染や自己免疫現象などによって破壊され，（　⑥　）分泌能が著しく低下して起こる。　（略）
治療には（　⑥　）注射が不可欠で，学校においてもこれらの注射が必要になる。治療中は（　⑦　）による糖尿病性昏睡，低血糖による体調不良に気を付けねばならない。いずれも生命に関わることであり，学校における対応も必要になる。</td></tr>
<tr><td></td><td>（　⑧　）糖尿病</td><td>過食，運動不足などにより，（　⑥　）は分泌されているが，（　⑦　）状態が続く場合を（　⑧　）糖尿病と呼ぶ。これらは生活習慣の変化により児童生徒等での発症が増加傾向にあり，社会問題になっている。（略）</td></tr>
</table>

⑷

〔問２〕　学校の保健教育に関する次の問いに答えなさい。

⑴　次は，「中学校学習指導要領解説　保健体育編」（平成29年７月）　第２章　保健体育科の目標及び内容〔保健分野〕　２　内容　の一部である。これに即して，次の（　①　）～（　⑫　）に当てはまる適切な語句を，以下の【語群】から選び，記号を書きなさい。

２　内容

(1)健康な生活と疾病の予防

ア　知識

(ｱ)(ｲ)　（略）

(ｳ)　生活習慣病などの予防

㋐　生活習慣病の予防

生活習慣病は，日常の生活習慣が要因となって起こる疾病であり，適切な対策を講ずることにより予防できることを，例えば，心臓病，脳血管疾患，（　①　）などを適宜取り上げ理解できるようにする。

その際，運動不足，食事の量や（　②　）の偏り，休養や（　③　）の不足，喫煙，過度の飲酒などの不適切な生活行動を若い年代から続けることによって，やせや肥満などを引き起こしたり，また，心臓や脳などの血管で（　④　）が引き起こされたりすることや，歯肉に炎症等が起きたり歯を支える組織が損傷したりすることなど，様々な生活習慣病のリスクが高まることを理解できるようにする。

生活習慣病を予防するには，適度な運動を定期的に行うこと，毎日の食事における量や頻度，（　⑤　）のバランスを整えること，喫煙や過度の飲酒をしないこと，（　⑥　）の衛生を保つことなどの生活習慣を身に付けることが有効であることを理解できるようにする。

㋑　がんの予防

がんは，異常な細胞であるがん細胞が（　⑦　）する疾病であり，その要因には不適切な生活習慣をはじめ様々なものがあることを理解できるようにする。

また，がんの予防には，生活習慣病の予防と同様に，適切な生活習慣を身に付けることなどが有効であることを理解できるようにする。

なお，㋐，㋑の内容と関連させて，健康診断や（　⑧　）などで早期に異常を発見できることなどを取り上げ，疾病の（　⑨　）についても触れるように配慮するものとする。

(ｴ)(ｵ)　（略）

(ｶ)　健康を守る社会の取組

（略）

また，心身の状態が不調である場合は，できるだけ早く（　⑩　）で受診することが重要であることを理解できるようにする。さらに，医薬品には，主作用と（　⑪　）があること及び，使用回数，使用時間，使用量などの（　⑫　）があり，正しく使用する必要があることについて理解できるようにする。

【語群】

ア　歯周病	イ　睡眠	ウ　動脈硬化	エ　ＰＣＲ検査	オ　増殖	カ　口腔	キ　健康相談		
ク　保健所	ケ　副作用	コ　回復	サ　高血圧	シ　糖尿病	ス　医療機関	セ　がん検診		
ソ　治療	タ　使用法	チ　手指	ツ　質	テ　禁忌事項	ト　化学療法	ナ　栄養素		

⑵　世界保健機関（WHO）が1986年のオタワ憲章において提唱した，「人々が自らの健康とその決定要因（2005年バンコク憲章で下線部を追加修正）をコントロールし，改善することができるようにするプロセス」を何と言うか，適切な名称を書きなさい。

⑶　世界保健機関（WHO）において定義された「自分自身の健康に責任を持ち，軽度な身体の不調は自分で手当てすること」を何と言うか，適切な名称を書きなさい。

〔問３〕　脳に関わって，次の問いに答えなさい。

⑴　次は，「医療通訳カリキュラム基準（育成カリキュラム実施要領）」（厚生労働省）　人体各器官図　脳（中枢神経）・皮膚各部位　に示されている図である。次の（　**ア**　）～（　**カ**　）に当てはまる語句を書きなさい。



⑵　自律神経には，交感神経と副交感神経があり，互いにバランスを取り合いながら各器官の機能を調節しています。次の①～⑥についてそれぞれ適切なものには○，適切でないものには×を書きなさい。

①　副交感神経は身体を活発に動かすときに働き，交感神経は身体を休めるときに働く。

②　交感神経の作用により，消化液分泌は抑制される。

③　起立性調節障害は，呼吸器系の自律神経疾患である。

④　副交感神経の作用により，排尿は抑制される。

⑤　交感神経の作用により，心拍数は増加する。

⑥　副交感神経の作用により，唾液の分泌が促進される。

⑶　スポーツ外傷等の後に，脳脊髄液が漏れ出し減少することによって，起立性頭痛（立位によって増強する頭痛）などの頭痛，頚部痛，めまい，倦怠，不眠，記憶障害など様々な症状を呈する疾患名は何か，書きなさい。

⑷　単なる食行動の異常ではなく，体重に対する過度のこだわりや自己の体型評価のゆがみなど，心理的要因に基づく食行動の障害で，神経性無食欲症（拒食症）と神経性過食症（過食症）がある疾患名は何か，書きなさい。

〔問４〕　養護教諭の役割に関する次の問いに答えなさい。

次は，「現代的健康課題を抱える子供たちへの支援　～養護教諭の役割を中心として～」平成29年３月（文部科学省）第２章　学校における児童生徒の課題解決の基本的な進め方　ステップ２　課題の背景の把握　の内容の一部である。これに即して，次の（　ア　）～（　キ　）に当てはまる適切な語句を，以下の【語群】から選び，記号を答えなさい。

１　情報収集・分析

⑴基本的な考え方

ステップ１で学校全体による継続的な（　**ア**　）が必要と判断された児童生徒について，適切な（　**ア**　）方針・（　**ア**　）方法を検討するため，課題の背景をより詳細に把握することが重要である。そのために，児童生徒に関わる学級担任や養護教諭，管理職，専門スタッフは様々な方法で情報収集に努めるとともに，その情報をそれぞれの立場から分析する。

⑵それぞれの役割

①養護教諭

養護教諭は，

・（　**イ**　）で得られる情報（健康観察，（　**イ**　）利用状況，健康相談結果，当該児童生徒の（　**ウ**　）や家庭での食事状況などの心身の健康に関する調査結果など）を整理する。

・学級担任や保護者から，（　**エ**　）や家庭の経済状況，教職員との関係，学習状況などの様々な情報を収集する。

・必要に応じ，関係機関等からも情報収集を行う。

・収集･整理した情報を基に，（　**オ**　）を生かしながら，課題の背景について分析を行う。

（略）

２　校内委員会における（　カ　）

⑴基本的な考え方

当該児童生徒の健康課題について（　**カ**　）するため，管理職や学級担任，養護教諭等の関係教職員等が参加する校内委員会（既に学校に組織されている場合は，既存の組織を活用）を開催する。

校内委員会においては，（　**キ**　）のリーダーシップの下，教職員等が収集･分析した児童生徒に係る情報を集約し，児童生徒の健康課題の背景を正確に把握する。

児童生徒の健康課題の背景を踏まえて，次の方向性を校内委員会において検討する。

⑵それぞれの役割

①養護教諭

養護教諭は，

・校内委員会に参加し，疑問点等については必要に応じ発言し，確認する。

・児童生徒の健康課題の背景について組織で把握する際，養護教諭の（　**オ**　）を生かし，的確に意見を述べる。

・分析をした結果を校内委員会でわかりやすく報告する。(出席状況や保健室利用状況などをグラフに表すなどの工夫をする)

（略）

【語群】

a 点検	**b** 相談室	**c** 専門性	**d** カリキュラムマネジメント	**e** 校長	**f** 成績	
g 生活時間	**h** 保健室	**i** 保健主事	**j** 直感	**k** 友人関係	**l** アセスメント	**m** 支援

〔問５〕　特別な支援を要する児童生徒等に対する学校保健について次の問いに答えなさい。

(1)　次は,「就学時の健康診断マニュアル」平成29年度改訂（公益財団法人日本学校保健会）　1　就学時の健康診断の実施　(5) 方法及び技術的基準　サ　その他の疾病及び異常　(イ)検査の実際　の内容の一部である。これに即して，次の（　①　）～（　⑤　）に当てはまる適切な語句を，以下の【語群】から選び，記号を書きなさい。

（イ）検査の実際

検査の方法 （略）	
判断のポイント	知的障害の疑いのある者を（　①　）する際は，「こんにちは」「さようなら」など簡単な挨拶に応えたり，返事をしたりする，自分の（　②　）が言えたり，自分の性別がわかる，「お湯は熱いでしょう。水は？」などの質問に答える，「字を書くときに使うものは？」などの質問に，鉛筆の絵を指さす，３～５程度の具体物を数える，簡単な運動をする，簡単なゲームをするなど，おおよそ４歳児の多くが通過していることでできないものがあるか，または，多くの援助が必要であることを第一次的な（　③　）とする。また，（　④　），集団生活などの状態を把握し，教育相談・（　⑤　）が必要であるかどうかを判断する。 （略）

【語群】

a　点検	b　衣服の着脱	c　名前	d　診断	e　就学支援	f　入学試験
g　判断基準	h　年齢	i　スクリーニング	j　症状		

(2)　次は,「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）」平成24年７月23日（文部科学省　初等中等教育分科会）1. 共生社会の形成に向けて　(1)共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システムの構築　2「インクルーシブ教育システム」の定義　の内容の一部である。これに即して，次の（　a　）～（　e　）に当てはまる語句の組合せとして最も適するものを下の**ア～カ**の中から１つ選び，記号を書きなさい。

○障害者の権利に関する条約第24条によれば，「インクルーシブ教育システム」（inclusive education system，署名時仮訳：包容する教育制度）とは，人間の（　a　）の尊重等の強化，障害者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ，自由な社会に効果的に参加することを可能とするとの目的の下，障害のある者と障害のない者が（　b　）仕組みであり，障害のある者が「general education system」（署名時仮訳：教育制度一般）から（　c　）こと，自己の生活する地域において初等中等教育の機会が与えられること，個人に必要な「（　d　）」が提供される等が必要とされている。

（略）

○インクルーシブ教育システムにおいては，同じ場で（　b　）ことを追求するとともに，個別の教育的ニーズのある幼児児童生徒に対して，自立と社会参加を見据えて，その時点で教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できる，多様で柔軟な仕組みを整備することが重要である。小･中学校における通常の学級，通級による指導，特別支援学級，特別支援学校といった，連続性のある「多様な（　e　）」を用意しておくことが必要である。

ア	a　多様性	b　共に学ぶ	c　排除される	d　支援計画	e　遊びの場
イ	a　多様性	b　協働する	c　否定されない	d　合理的配慮	e　遊びの場
ウ	a　個性	b　共に学ぶ	c　排除されない	d　合理的配慮	e　学びの場
エ	a　画一性	b　共に学ぶ	c　阻害されない	d　支援計画	e　学びの場
オ	a　多様性	b　共に学ぶ	c　排除されない	d　合理的配慮	e　学びの場
カ	a　画一性	b　協働する	c　阻害される	d　合理的配慮	e　学びの場

⑶　次は，「発達障害を含む障害のある幼児児童生徒に対する教育支援体制整備ガイドライン　～発達障害等の可能性の段階から，教育的ニーズに気付き，支え，つなぐために～」平成29年３月（文部科学省）第３部　学校用　通級担当教員，特別支援学級担任及び養護教諭用　に示されている内容の一部である。これに即して，次の（　①　）～（　⑧　）に当てはまる適切な語句を，以下の【語群】から選び，記号を書きなさい。

○通級担当教員，特別支援学級担任及び養護教諭用

（略）

１．２．（略）

３．養護教諭の役割

養護教諭は，各学校の特別支援教育の校内体制の中で，児童等の心身の健康課題を把握し，児童等への指導及び保護者への助言を行うなど，重要な役割を担います。

（１）児童等の健康相談等を行う専門家としての役割

養護教諭は，（　①　）や保健調査及び健康診断結果等から一人一人の健康状態を把握しています。また，児童等が保健室に来室した際の何気ない会話や悩み相談等から，児童等を取り巻く日々の生活状況，他の児童等との関わり等に関する情報を得やすい立場にあります。

養護教諭は，障害のある児童等に対しては，（　②　）を念頭に置き，（　③　）に話を聞ける状況を活用しつつ，児童等に（　④　）対応や支援を行うことが重要になります。

また，児童等から収集した情報については，必要に応じて各学級の担任や他の関係する教職員と共有することが大切です。

（２）（略）

（３）教育上特別の支援を必要とする児童等に配慮した健康診断及び保健指導の実施

養護教諭は，教育上特別の支援を必要とする児童等に配慮した健康診断及び保健指導を実施する必要があります。

健康診断における困難さとして，例えば，ＬＤ（（　⑤　））があり，（　⑥　）方式の視力検査が苦手だったり，ＡＤＨＤ（（　⑦　））があり，聴力検査や心電図検査が円滑にできなかったりすることが挙げられます。

こうした児童等が在籍する場合は，あらかじめ校内委員会等において，健康診断及び保健指導の計画の立案等を積極的に行い，方針を決めた上で，事前に（　⑧　）と相談を行いつつ，健康診断を実施することが重要です。

健康診断と保健指導をきっかけに，（　⑧　）との連携を深めることもできます。

（４）（略）

【語群】

ア　学習障害	イ　日々の健康観察	ウ　個別	エ　保護者	オ　ランドルト環
カ　寄り添った	キ　注意欠陥多動性障害	ク　医療機関	ケ　特別支援教育	コ　単独絵指標
サ　自閉症	シ　広汎性発達障害	ス　日記	セ　適切な	ソ　不登校
タ　緊急	チ　支援者			

受験番号		氏名	

解　答　例

令和６年度

養護教諭解答用紙

得点	

［問1］　40点（(1)2点×5＝10点　(2)2点×4＝8点　(3)2点×8＝16点　(4)6点　）

(1)	①	予防処置	②	指示	③	作業	④	糖	⑤	試験紙法
(2)	①	尿細管	②	糸球体	③	腎盂	④	腎動脈		
(3)	①	むくみ（浮腫）	②	無症候性	③	ネフローゼ	④	1型	⑤	膵臓
	⑥	インスリン（インシュリン）	⑦	高血糖	⑧	2型				
(4)	(例)　・早朝第一尿（翌朝一番尿） ・中間尿 ・就寝前に排尿する ・前日、ビタミンCの多く含まれるジュースや ビタミンCが添加されたお茶やウーロン茶を取り過ぎないこと ・女子で採尿日が生理日及びその前後1～2日の場合、別の日に提出すること ・検査前日は、夜間に及ぶ部活動などの激しい運動を行うと運動性蛋白尿が出現するため、激しい運動は控える。									

［問2］　16点（(1)1点×12＝12点　(2)2点×1＝2点　(3)2点×1＝2点）

(1)	①	ア	②	ツ	③	イ	④	ウ	⑤	ナ
	⑥	カ	⑦	オ	⑧	セ	⑨	コ	⑩	ス
	⑪	ケ	⑫	タ						
(2)	ヘルスプロモーション									
(3)	セルフメディケーション									

［問3］　22点（(1)2点×6＝12点　(2)1点×6＝6点　(3)2点×1＝2点　(4)2点×1＝2点）

(1)	ア	頭蓋骨	イ	大脳	ウ	視床下部	エ	脳下垂体（下垂体）	オ	小脳
	カ	延髄								
(2)	①	×	②	○	③	×	④	×	⑤	○
	⑥	○								
(3)	脳脊髄液減少症									
(4)	摂食障害									

［問4］　7点(1点×7＝7点)

ア	m	イ	h	ウ	g	エ	k	オ	c
カ	l	キ	e						

［問5］　15点　(1)1点×5＝5点　(2)2点×1＝2点　(3)1点×8＝8点）

(1)	①	i	②	c	③	g	④	b	⑤	e
(2)	オ									
(3)	①	イ	②	ケ	③	ウ	④	カ	⑤	ア
	⑥	オ	⑦	キ	⑧	エ				

検査Ⅴ　　養　護

解答上の注意　　解答は、全て解答用紙に記入すること。

1　次の各問いに答えなさい。

（1）「学校保健安全法」（平成28年4月1日施行）について、（　①　）～（　⑮　）に当てはまる語句を答えなさい。

（目的）

第一条　この法律は、学校における児童生徒等及び職員の健康の（　①　）を図るため、学校における（　②　）に関し必要な事項を定めるとともに、学校における（　③　）が安全な環境において実施され、児童生徒等の安全の確保が図られるよう、学校における（　④　）に関し必要な事項を定め、もつて学校教育の（　⑤　）とその（　⑥　）に資することを目的とする。

（児童生徒等の健康診断）

第十三条　学校においては、（　⑦　）に、児童生徒等（通信による教育を受ける学生を除く。）の健康診断を行わなければならない。

2　学校においては、必要があるときは、（　⑧　）に、児童生徒等の健康診断を行うものとする。

第十四条　学校においては、前条の健康診断の結果に基づき、疾病の（　⑨　）を行い、又は（　⑩　）を指示し、並びに（　⑪　）及び（　⑫　）を（　⑬　）する等適切な措置をとらなければならない。

（出席停止）

第十九条　（　⑭　）は、感染症にかかつており、かかつている疑いがあり、又はかかるおそれのある児童生徒等があるときは、政令で定めるところにより、出席を停止させることができる。

（臨時休業）

第二十条　（　⑮　）は、感染症の予防上必要があるときは、臨時に、学校の全部又は一部の休業を行うことができる。

（2）「学校保健安全法施行規則」（令和5年5月8日施行）について、（　①　）～（　⑩　）に当てはまる語句を答えなさい。

（出席停止の期間の基準）

第十九条　令第六条第二項の出席停止の期間の基準は、前条の感染症の種類に従い、次のとおりとする。

一　第一種の感染症にかかつた者については、（　①　）まで。

検査Ⅴ　養護

二　第二種の感染症（結核及び髄膜炎菌性髄膜炎を除く。）にかかつた者については、次の期間。ただし、病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めたときは、この限りでない。

イ　インフルエンザ（特定鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等感染症を除く。）にあつては、発症した後（　②　）を経過し、かつ、解熱した後（　③　）（幼児にあつては、（　④　））を経過するまで。

ロ　百日咳にあつては、特有の咳が消失するまで又は（　②　）間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで。

ハ　麻しんにあつては、解熱した後（　④　）を経過するまで。

ニ　流行性耳下腺炎にあつては、耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後（　②　）を経過し、かつ、（　⑤　）になるまで。

ホ　風しんにあつては、（　⑥　）するまで。

ヘ　水痘にあつては、（　⑦　）するまで。

ト　咽頭結膜熱にあつては、主要症状が消退した後（　③　）を経過するまで。

チ　新型コロナウイルス感染症にあつては、発症した後（　②　）を経過し、かつ、症状が軽快した後（　⑧　）を経過するまで。

三　結核、髄膜炎菌性髄膜炎及び第三種の感染症にかかつた者については、病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで。

四　第一種若しくは第二種の感染症患者のある家に居住する者又はこれらの感染症にかかつている疑いがある者については、（　⑨　）の施行の状況その他の事情により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで。

五　第一種又は第二種の感染症が発生した地域から通学する者については、その発生状況により必要と認めたとき、学校医の意見を聞いて（　⑩　）期間。

六　第一種又は第二種の感染症の流行地を旅行した者については、その状況により必要と認めたとき、学校医の意見を聞いて（　⑩　）期間。

2　「学校安全資料『生きる力』をはぐくむ学校での安全教育」（平成31年3月　文部科学省）では、事故等発生時における児童生徒等への対応の在り方等が示されている。以下の文章を読み、次の各問いに答えなさい。

> 第4章　第1節　事故等発生時における心のケア
> 2　事故等発生時における心のケアの基本的理解
> 事故等発生時に求められる心のケアは、ストレスの種類や内容により異なるが、心のケアを適切に行うためには、児童生徒等に現れるストレス症状の特徴や基本的な対応を理解しておくことが必要である。

検査Ⅴ　　養　護

（1）次の急性ストレス障害（ＡＳＤ）に関する説明について、①～⑤に当てはまる症状名を答えなさい。

（　①　）
- 体験した出来事を繰り返し思い出し、悪夢を見たりする
- 体験した出来事が目の前で起きているかのような生々しい感覚がよみがえる（フラッシュバック）等

（　②　）
- 否定的、悲観的な感情に支配される

（　③　）
- 自分自身や周囲に現実感を得ることができない（ボーっとする、時間の流れが遅い等）
- トラウマとなる出来事の重要な部分が思い出せない

（　④　）
- 体験した出来事と関係するような話題などを避けようとする
- 人や物事への関心が薄らぎ、周囲と疎遠になる　等

（　⑤　）
- よく眠れない、イライラする、怒りっぽくなる、落ち着かない、集中できない、極端な警戒心をもつ、ささいなことや小さな音で驚く　等

（2）次の①～⑦は、事故等発生時におけるストレス症状を抱えた児童生徒等に対する基本的な対応方法についての説明である。正しいものには○、誤ったものには×で答えなさい。

① ストレス症状を示す児童生徒等に対しては、ふだんと変わらない接し方を基本とし、声掛け等は極力行わずに見守ることが大切である。

② ストレスを受けたときに症状が現れるのは特別なことで、症状はなかなか改善しないことを本人に伝えるが、一人で悩んだり孤独感をもったりせずに済むようにする。

③ 児童生徒等がなるべくふだんと変わりない環境で安心して学校生活が送れるようにすることで、児童生徒等に落ち着きと安全感を取り戻させることが大切である。

④ 災害などの場合は、学級活動（ホームルーム活動）等において心のケアに関する保健指導を実施する。強いストレスを受けたときに起こる心や体の変化、ストレスの対処方法（誰かに相談する、おしゃべりする、話を聞いてもらう、身体を動かす等）等について発達の段階に応じて指導し、心が傷ついたりしたときどのように対処したらよいかについて理解できるようにする。

⑤　保護者に対しては、ストレス症状についての知識を提供するとともに、学校と家庭での様子が大きく異なることはまれであるため、緊密に連絡を取り合うなどの行動はしないようにする。

⑥　ストレス症状に、心理的退行現象と呼ばれる一時的な幼児返り（幼児のように母親に甘えるなど）が認められることがあるが、回復過程の一段階として経過観察することが基本である。

⑦　症状からＡＳＤやＰＴＳＤが疑われる場合には、児童精神科医などの専門医を受診する必要がある。学校医等の関係者と相談の上、受診を勧め、専門医を紹介するなど適切な支援を行う。

3　薬物乱用について、次の各問いに答えなさい。

（1）次の表中①～⑤にあてはまる乱用薬物を答えなさい。

（2）「薬物乱用防止教育の充実について（通知）」（平成30年12月19日　文部科学省）において、児童生徒等の薬物乱用防止対策は薬物乱用防止に資する教育及び啓発の一層の充実が求められている。次の（　①　）～（　⑩　）に当てはまる語句を答えなさい。

○「第五次薬物乱用防止五か年戦略」における留意事項

1.　学校における薬物乱用防止教育は、小学校の体育科、中学校及び高等学校の保健体育科、（　①　）の時間はもとより、（　②　）、総合的な学習の時間等の学校の教育活動全体を通じて指導を行うこと。

2.　児童生徒が、薬物乱用の危険性・有害性のみならず、薬物乱用は、（　③　）、投げやりな

気持ち、過度の（　④　）などの心理状態、断りにくい人間関係、宣伝・広告や入手しやすさなどの社会環境などによって助長されること、また、それらに適切に対処する必要があることを理解できるようにするため、指導方法の工夫を行うこと。その際、都道府県教育委員会等においては、教職員に対する研修機会の拡充を図ること。

3. 薬物乱用防止教室は、（　⑤　）に位置付け、すべての中学校及び高等学校において年（　⑥　）回は開催するとともに、地域の実情に応じて小学校においても開催に努めること。その際、都道府県教育委員会においては、私立学校主管部課等と十分な連携を取り、私立学校主管部課等においては所管する私立学校において薬物乱用防止教室の開催を促進すること。

4. 薬物等に関する専門知識を有する警察職員、麻薬取締官、（　⑦　）、矯正施設職員、保健所職員、税関職員等と連携し、学校等における薬物乱用防止教室の充実強化を図ること。なお、薬物乱用防止教室は、外部専門家による指導が望ましいものの、（　⑧　）や都道府県教育委員会等が開催する研修会等において研修を受けた薬物乱用防止教育に造けいの深い指導的な教員の活用も考えられること。

5. 学校警察連絡協議会、研修、講演等を通じて、地域における青少年の薬物乱用について（　⑨　）を行うなど、学校と警察等の関係機関との連携を一層強化すること。

6. 都道府県等が開催する薬物乱用防止教室指導者研修会等は、教員以外の指導者による効果的な指導に必要な薬物乱用に関する最新の知見のみならず、児童生徒の（　⑩　）、学校における指導状況等への理解を深めるよう、内容を充実すること。その際、公益財団法人日本学校保健会が作成・配布している「薬物乱用防止教室マニュアル」を参考にしつつ、外部専門家の参加を得るため、関係機関等との連携の充実を図ること。

4　「児童虐待への対応のポイント～見守り・気づき・つなぐために～」（令和４年 11 月改訂　文部科学省）では、児童虐待の未然防止、早期発見・早期対応に向けた留意事項等が示されている。次の各問いに答えなさい。

（１）児童虐待の４つのタイプ（行為）の名称を答えなさい。

（２）児童相談所での児童虐待相談対応件数は年々増加している。次の①～③で、最も割合が高いものについて、その記号を答えなさい。

①　虐待を受けた子供の年齢（令和２年度）

（ア　０～２歳　　イ　３～６歳　　ウ　７～12 歳　　エ 13～15 歳　　オ 16～18 歳）

②　虐待をした主な者（令和２年度）

（ア 実母　　イ 実父　　ウ 実父以外の父　　エ 実母以外の母　　オ その他）

③　相談の主な経路（令和３年度速報値）

（ア 警察等　　イ 近隣知人　　ウ 家族・親戚　　エ 学校等　　オ その他）

検査Ⅴ　　養　護

（3）児童虐待のサインについて、（　①　）～（　⑥　）に当てはまる語句を答えなさい。

■（　①　）や（　②　）がいつも汚れている
■（　③　）な傷や打撲のあと
■（　④　）まで一人で家の外にいる
■いつも泣き叫ぶ声がする
■子育てに（　⑤　）・（　⑥　）
■子供のけがについて（　③　）な説明
■いつも怒鳴り声がする

5　性的マイノリティについて、次の各問いに答えなさい。

（1）「生徒指導提要」（令和４年度改訂）第12章　性に関する課題　12.4「性的マイノリティ」に関する課題と対応 について、次の（　①　）～（　⑨　）に当てはまる語句を答えなさい。

「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」第２条においては、性同一性障害者とは、「生物学的には性別が明らかであるにもかかわらず、心理的にはそれとは別の性別（以下「他の性別」という。）であるとの（　①　）的な確信を持ち、かつ、自己を身体的及び社会的に他の性別に（　②　）させようとする意思を有する者であって、そのことについてその診断を的確に行うために必要な知識及び経験を有する（　③　）人以上の医師の一般に認められている（　④　）に基づき行う診断が一致しているもの」とされます。

このような性同一性障害に係る児童生徒については、学校生活を送る上で特別の支援が必要な場合があることから、個別の事案に応じ、児童生徒の心情等に配慮した対応を行うことが求められています。生物学的な性と性別に関する自己意識(以下「（　⑤　）」という。)と「（　⑥　）」は異なるものであり、対応に当たって混同しないことが必要です。（　⑥　）とは、恋愛対象が誰であるかを示す概念とされています。

ＬＧＢＴとは、Ｌが（　⑦　）、Ｇが（　⑧　）、Ｂが（　⑨　）、Ｔがトランスジェンダー（Transgender 身体的性別と（　⑤　）が一致しない人）、それぞれ四つの性的なマイノリティの頭文字をとった総称で、性の多様性を表す言葉です。このうち、ＬＧＢ は「○○が好き」というような（　⑥　）に関する頭文字ですが、Ｔは「心と体の性別に違和感を持っている」性別違和に関する頭文字で、（　⑥　）を表す頭文字ではありません。また、いわゆる「性的マイノリティ」は、この四つのカテゴリーに限定されるものではなく、ＬＧＢＴのほかにも、身体的性、（　⑥　）、（　⑤　）等の様々な次元の要素の組み合わせによって、多様な（　⑥　）・（　⑤　）を持つ人々が存在します。

検査Ⅴ　　養　護

（2）次の表は、性同一性障害に係る取組の経緯である。（　①　）～（　②　）に当てはまる年を答えなさい。

平成　　１５　　年	「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」の成立
平成（　①　）年	「児童生徒が抱える問題に対しての教育相談の徹底について」事務連絡の発出
平成　　２６　　年	学校における性同一性障害に係る対応に関する状況調査の実施
平成（　②　）年	「性同一性障害に係る児童生徒に対するきめ細かな対応の実施等について」通知発出
平成　　２８　　年	「性同一性障害や性的指向・性自認に係る、児童生徒に対するきめ細かな対応等の実施について（教職員向け）」周知資料発出

6　発達障害について、次の各問いに答えなさい。

（1）平成28年に改正された「発達障害者支援法」に定義されている「発達障害」について（　①　）～（　⑥　）に当てはまる語句を答えなさい。

「（　①　）、アスペルガー症候群その他の（　②　）、（　③　）、（　④　）その他これに類する（　⑤　）の障害であってその症状が通常（　⑥　）において発現するものとして政令で定めるものをいう。」

（2）養護教諭は、各学校の特別支援教育の校内体制の中で、児童等の心身の健康課題を把握し、児童等への指導及び保護者への助言を行うなど、重要な役割を担っている。「発達障害を含む障害のある幼児児童生徒に対する教育支援体制整備ガイドライン」（平成 29 年３月 文部科学省）の中で、校内における教育支援体制の整備に求められる養護教諭の役割が４つあげられているが、それぞれについて、具体的な対応を１つ答えなさい。

①　児童等の健康相談等を行う専門家としての役割
②　特別支援教育コーディネーターとの連携と校内委員会への協力
③　教育上特別の支援を必要とする児童等に配慮した健康診断及び保健指導の実施
④　学校医への相談及び医療機関との連携

（3）高等学校においても発達障害を含む障害のある生徒が一定数入学していることを前提として、個別の教育支援計画や個別の指導計画を作成・活用し、適切な指導及び必要な支援を行うことが重要であり、「高等学校学習指導要領」（平成30年告示）解説　総則編　第２節　特別な配慮を必要とする生徒への指導　にも以下のように示されている。
（　①　）～（　⑪　）に当てはまる語句を答えなさい。

検査Ⅴ　　養　護

【個別の教育支援計画】

（～前略～）障害のある生徒などは、学校生活だけでなく家庭生活や（　①　）での生活を含め、（　②　）的な視点で幼児期から学校卒業後までの（　③　）した支援を行うことが重要である。このため、教育関係者のみならず、家庭や医療、（　④　）などの関係機関と連携するため、それぞれの側面からの（　⑤　）を示した個別の教育支援計画を作成し活用していくことが考えられる。

（～中略～）個別の教育支援計画の活用に当たっては、例えば、中学校における個別の支援計画を引き継ぎ、適切な支援の（　⑥　）や教育的支援の内容を設定したり、（　⑦　）に在学中の支援の（　⑥　）や教育的支援の内容を伝えたりするなど、入学前から在学中、そして（　⑦　）まで、切れ目ない支援に生かすことが大切である。その際、個別の教育支援計画には、多くの関係者が関与することから、（　⑧　）の同意を事前に得るなど（　⑨　）の適切な取扱いと保護に十分留意することが必要である。

【個別の指導計画】

個別の指導計画は、個々の生徒の（　⑩　）に応じて適切な指導を行うために学校で作成されるものである。個別の指導計画は、（　⑪　）を具体化し、障害のある生徒など一人一人の指導目標、指導内容及び指導方法を明確にして、きめ細やかに指導するために作成するものである。（～後略～）

記号	養	番号	

検査Ⅴ　**養護解答例**

1　（1）１点×１５=１５点　（2）①～④１点×４=４点　⑤～⑩２点×６=１２点
計３１点

（1）	①	保持増進	②	保健管理	③	教育活動
	④	安全管理	⑤	円滑な実施	⑥	成果の確保
	⑦	毎学年定期	⑧	臨時	⑨	予防処置
	⑩	治療	⑪	運動	⑫	作業
	⑬	軽減	⑭	校長	⑮	学校の設置者

（2）	①	治癒する	②	五日
	③	二日	④	三日
	⑤	全身状態が良好	⑥	発しんが消失
	⑦	すべての発しんが痂(か)皮化	⑧	一日
	⑨	予防処置	⑩	適当と認める

2　（1）２点×５=10 点　（2）１点×７=７点　計１７点

（1）	①	再体験症状 (侵入症状)	②	陰性気分	③	解離症状
	④	回避症状	⑤	過覚醒症状		
（2）	①	×	②	×	③	○

記号	養	番号	

検査Ⅴ　**養護解答例**

2

（2）	④	○	⑤	×	⑥	○
	⑦	○				

3　（1）１点×５=５点　（2）１点×１０=１０点　計１５点

（1）	①	覚醒剤	②	MDMA	③	危険ドラッグ
	④	コカイン	⑤	大麻		
（2）	①	特別活動	②	道徳	③	好奇心
	④	ストレス	⑤	学校保健計画	⑥	1
	⑦	学校薬剤師	⑧	国	⑨	情報交換
	⑩	発達段階				

4　（1）２点×４=８点　（2）１点×３=３点（3）１点×６=６点　計１７点

（1）	身体的虐待			性的虐待		
	ネグレクト			心理的虐待		
（2）	①	ウ	②	ア	③	ア
（3）	①	衣服	②	からだ	③	不自然
	④	夜遅く	⑤	拒否的	⑥	無関心

（1）、（3）① ②また⑤ ⑥は順不同

記号	養	番号	

検査Ⅴ　養護解答例

5　（１）１点×９=９点　（２）１点×２=２点　計１１点

（１）	①	持続	②	適合	③	二
	④	医学的知見	⑤	性自認	⑥	性的指向
	⑦	レズビアン(Lesbian) 女性同性愛者	⑧	ゲイ（Gay）男性同性愛者	⑨	バイセクシャル（Bisexual）両性愛者
（２）	①	２２	②	２７		

6　（１）１点×６=６点　（２）３点×４=１２点　（３）１点×１１=１１点
計２９点

（１）	①	自閉症	②	広汎性発達障害	③	学習障害
	④	注意欠陥多動性障害	⑤	脳機能	⑥	低年齢
（２）	①	・日々の健康観察や保健調査及び健康診断結果等から一人一人の健康状態を把握する。 ・保健室に来室した際の何気ない会話や悩み相談等から、生徒等を取り巻く日々の生活状況、他の生徒等との関わり等に関する情報を得る。 ・障害のある生徒等に対して、特別支援教育を念頭に置き、個別に話を聞ける状況を活用しつつ、生徒等に寄り添った対応や支援を行う。 ・生徒等から収集した情報について、必要に応じて学級担任や他の関係する教職員と共有する。　など				
	②	・生徒等の心身の健康課題を発見しやすい立場にあり、校内の学年等の枠や校種間を超えて、情報を収集する。 ・情報収集に当たっては、特別支援教育コーディネーターと事前に協議し、校内での効果的な情報の共有を図ることを心がける。 ・定期的な相談や情報交換を行う体制づくり。 ・校内委員会の構成員になる（ことが望ましい）。　など				
	③	・健康診断における困難さとして、例えばLD（学習障害）があり、ランドルト環方式の視力検査が苦手だったり、ADHD（注意欠陥多動性障害）があり、聴力検査や心電図検査が円滑にできなかったりすることが挙げられるが、こうした生徒等が在籍する場合は、あらかじめ校内委員会等において、健康診断及び保健指導の計画の立案を積極的に行い、方針を決めた上で、事前に保護者と相談を行いつつ、健康診断を実施することが重要。これらをきっかけに保護者との連携を深めることもできる。　など				
	④	・生徒等の心身の健康課題を把握し、医療機関への受診の必要性等について、学校医に相談を行う。 ・必要に応じて学校医に対して、授業や休み時間等に生徒等の様子を共に観察することを提案するなど、生徒等の日常的な様子や実態を把握する働きかけを行う。 ・医療的ケアが必要な生徒等に対する支援に当たって、特別支援教育コーディネーターが医療機関等の専門家と連携を図る必要がある場合には、積極的に協力することが望ましい。　など				

記号	養	番号	

検査Ⅴ　**養護解答例**

（３）	①	地域	②	長期	③	一貫
	④	福祉	⑤	取組	⑥	目的
	⑦	進路先	⑧	保護者	⑨	個人情報
	⑩	実態	⑪	教育課程		